

第15号議案

春日市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和5年2月24日

春日市長 井 上 澄 和

提案理由

健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)の一部改正に伴い、これに準じて、出産育児一時金の額を改定するものである。これが、この条例案を提出する理由である。

春日市国民健康保険条例の一部を改正する条例

春日市国民健康保険条例(昭和34年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「408,000円」を「488,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金の額について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金の額については、なお従前の例による。